支担官第９８９号

令和７年２月７日

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官　平下　一三
（公　印　省　略）

公　　告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

１．入札に付する事項

調達番号	件　　名	内容	納入場所	納入期限
情-I-072	ペネトレーションテスト用ソフトウェアライセンス	仕様書のとおり	仕様書のとおり	令和７年３月３１日

２．入札方式　　一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（ＧＥＰＳ））対象案件）

３．入札日時　　令和７年３月４日（火）１１：１５

４．入札場所　　防衛省市ヶ谷庁舎Ｅ２棟３階入札室

５．参加資格　（１）予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
（２）予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。
（３）令和 04・05・06 年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」のＣ等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
（４）防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
（５）前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
（６）上記（３）の等級かかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則（平成１８年防衛庁訓令第１０８号）第１８条第４項各号のいずれかに該当する者（具体的には、以下ア～キのいずれかに該当する者）であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとするものについては、令和７年３月３日（月）１８：００までに、下記ア～キに記載する書類等を防衛省大臣官房会計課契約係へ提出すること。

ア　当該入札に係る物品と同等以上の仕様の物品を製造した実績等を証明できる者

イ　資格審査の統一基準により算定された総合審査数値に以下の技術力の評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者

項　目	基　準	数　値
入札物品等（訓令第１８条第４項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ）に関連する特許保有件数	３件以上 ２件 １件	15 10 5
入札物品の製造等（訓令第１８条第４項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ）に携わる技術士資格保有者数	９人以上 ７～８人 ５～６人 ３～４人 １～２人	15 12 9 6 3
入札物品の製造等に携わる技能認定者数（特級、一級、単一級）	11人以上 ９～10人 ７～８人 ５～６人 ３～４人 １～２人	6 5 4 3 2 1

注：１　特許には、海外で取得したものを含む。
２　技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省令で定めるものを有する者であって、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

ウ　ＳＢＩＲ制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

エ　株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式　会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

オ　国立研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成２０年法律第６３号）第２条第９項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第３に掲げるものをいう。）が同法第３４条の６第１項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

カ　国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創薬ベンチャーエコシステム強化事業（ベンチャーキャピタルの認定）」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業（ベンチャーキャピタル等の認定）」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

キ　グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（Ｊ－Ｓｔａｒｔｕｐ又はＪ－Ｓｔａｒｔｕｐ地域版）に選定された事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

６．入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０％に相当する額を加算した額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

７．入札保証金及び契約保証金　免　除

８．入札の無効　５の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

９．契約書作成の要否　要

10．適用する契約条項　一般契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、

11．そ　の　他

（１）細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。

（２）入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。

（３）原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。

（４）同等品にて入札に参加する場合は、別途配布する入札案内に記載の問い合わせ先に照会のうえ、令和７年２月２５日（火）１２：００まで（行政機関の休日を除く）に調達要求元の確認を受けた同等品確認書を提出すること。

（５）本案件は、府省共通の「電子調達システム」（https://www.p-portal.go.jp）を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和７年２月２８日（金）までに、下記担当者必着分を有効とする。

（６）落札者が、１０に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第２条第１項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。

（７）入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒162-8801　東京都新宿区市谷本村町５－１　（庁舎A棟10階）※顔写真付の身分証明書を持参すること。

受付時間　９：３０～１８：１５（１２：００～１３：００までの間を除く）

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名　：「件名：○○○」　入札案内送信依頼

添付ファイル　：資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

防衛省大臣官房会計課契約係　黒田　電話　03-3268-3111　内線 20822

仕　様　書			
品　　名	カタログ品共通仕様書	仕様書番号	
		作成年月日	令和７年１月２９日
		変更年月日	
		作　成　課	整備計画局サイバー整備課

1　総則

(1) 一般事項

この仕様書は、防衛省内部部局で使用するカタログ品の調達について規定する。カタログ品の仕様は、箇条２(2)に規定する事項を除き製造者の仕様及び社内規格並びに商慣習による。

(2) 用語の意義

本仕様書にある「支出負担行為担当官等」とは、支出負担行為担当官又は契約担当官及びその補助者のことをいう。

2　製品に関する要求

(1) 品名及びカタログ製品名

この仕様書で調達する製品の品名及びカタログ製品名は、調達品目表による。

(2) 特別な要求

特に必要な場合は記載する。

3　出荷条件

製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負担低減に配慮されていること。

4　検査

検査は本仕様書に基づき、支出負担行為担当官補助者が行うものとする。

5　グリーン購入法の遵守について

本調達物品等が「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和７年１月２８日変更閣議決定)」の基準を満たすものであること。ただし、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。

6　配送車両について

(1) 本契約の履行に当たっては、**都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成１２年東京都条例第２１５号）**に規定する、ディーゼル車規制に適合する自動車を使用し、または使用させること。

(2) 本契約の履行において使用し、又は使用させる自動車の自動車検査証（車検証）の提示を求めた場合、速やかに提示すること。

7　その他

(1) 庁舎内への出入り及び施設への立入りについては、庁舎内で定められた関係規則の手続きを行うと共に、諸規定に従うものとする。

(2) 警備の観点から、納品される物品等については、Ｘ線検査を行うことにより多少時間がかかることを了承すること。

(3) 業務中、各施設及び職員等に損害を与えた場合は、受注者の責任において復旧及び補償すること。

(4) 本仕様書に疑義が生じた場合には、支出負担行為担当官等と協議すること。

調　達　品　目　表

調達要求番号			作成部署	整備計画局サイバー整備課	
No.	品名	カタログ製品名[a)]	数量	単位	備考
1	ペネトレーションテスト用ソフトウェアライセンス	PENTERA社製　Penteraサブスクリプションライセンス（３年間） 又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）	1	式	ライセンス数 500
2					
3					
4					
5					
6					
7					

※納入場所
　〒162-8801
　東京都新宿区市谷本村町5-1　庁舎A棟13階
　防衛省整備計画局サイバー整備課

※納期は令和７年３月３１日（月）とする。

※本調達の実施にあたり、契約の相手方（下請負者、再委託先等を含む。）は、納入物品について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると契約の相手方が知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われていないものでなければならない。

注a)この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定する際の参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。

同等品申請に係る仕様等要求について

No.	品名	同等品申請に係る仕様等要求について
1	ペネトレーションテスト用ソフトウェアライセンス	以下の要件を満たすソフトウェアのライセンスであること。 １．検査対象として以下のホストOSをサポートしていること。 ・Windows ・Linux ・MacOS ２．個別のテストシナリオについてスケジュールを設定し、定期的に自動実行可能なこと。 ３．ユーザーが個別の攻撃手法を指定せずに、発見された脆弱性等から実施可能な攻撃を全自動で実施可能なこと。 ４．検査対象に対して影響を与える検査を実施する場合には、事前に承認を求める機能を有すること。 ５．テスト実施にあたって検査対象ホスト上での設定変更、エージェントソフトのインストール等の事前準備が不用なこと。 ６．複数サブノードにまたがるテストを実施する際、異なるサブネットについてはリモート検査端末を介したリモート検査の機能を有すること。 ７．検査対象に対して実際の攻撃を模した疑似攻撃を実施し、対象ホストOS、サービス、セキュリティ製品等の実際の反応を試せること。 ８．検査対象ネットワーク上のトラフィックを盗聴し、検査対象ホストの攻撃に必要な情報を収集できること。 また、それらの情報を利用し、自動的に攻撃を実施可能なこと。 ９．テストの際の挙動として、目立つ派手な挙動を行うか、秘匿性の高い目立たない挙動を行うかと言った、実施方法の指定が可能なこと。 10．テスト実施中に収集した情報は、検査対象全ての攻撃で共通して活用出来ること。 11．ネットワークの盗聴等により、アカウント情報等を与えなくても侵入検査を実施可能なこと。 12．アカウント情報を与えてのテストを実施可能なこと。 13．目標として特定のファイル、ファイルに含まれる特定の文字列等の条件を設定して、それらの奪取を試みるテストを実施可能なこと。 14．脆弱性のみの検査を実施可能なこと。 15．ActiveDirectoryに登録された以下のユーザー情報を抽出可能であること。 ・ユーザー名 ・パスワードハッシュ ・最終ログイン日 ・最終パスワード変更日 16．ActiveDirectoryに登録されたユーザーについて、パスワード強度の評価を実施出来ること。 17．GPUを用いて現実的な速度でのパスワード解析が可能なこと。 18．ユーザーのメールアドレス、パスワードについて、外部（ダークウェブ等）に不正に流通していないか確認する機能を有すること。 19．Webサーバーについて、OWASP TOP 10の項目に基づいたWebアプリケーション診断を実施し、脆弱性の有無について評価できること。 20．実施した検査内容について、フローチャート等を用いた視覚的画面で結果を確認できること。 21．発見された問題点、脆弱性について、解説と対処方法が示されること。 22．発見された問題点、脆弱性を対処した場合の結果について、シミュレーション出来る機能を有すること。 23．検査結果に基づき、想定される被害の深刻度を考慮した脆弱性の優先順位付を行う機能を有すること。 24．テスト中に収集したユーザーについて、以下の情報を参照できること。 ・ユーザー名 ・収集した場所 ・収集した手法 ・パスワード解読の成否 25．検査中に使用した攻撃手法をMITRE ATT&CKのマトリックスにマッピングし、評価結果を参照できること。 26．MITRE ATT&CKのテクニック番号を元に、実施した検査の詳細な履歴を確認できること。 27．アンチウィルス製品、EDR等のエンドポイント保護製品について、実施した攻撃それぞれについての有効性を評価が出来ること。 28．テスト中、検査対象ホスト上で実施した行動（コマンド実行等）についてはコマンドの内容等も含めた詳細なログを参照できること。 29．テスト実施中、対象ホストに対してシステムの破壊や高負荷など、業務への影響が無いこと。 もしくは、一定程度の影響を与える場合には、実施前に個別に可否の判断が可能なこと。 30．テスト実施中、対象ホストに対してファイル作成、アカウント作成、サービス登録など何らかの変更を加えた場合、その内容がわかるよう履歴を残すこと。 31．テスト中に加えた検査対象への改変について、テスト実施後、自動で原状復帰出来ること。 原状復帰できない項目についてはそれがわかるよう明示すること。 32．以下の制限を持つアカウントを作成できる事 ・既存テストの実行と結果の参照のみ出来るアカウント ・結果の参照のみ出来るアカウント 33．メール等を用いた認証コードによる2段階認証に対応してること。 34．外部のペネトレーションテスト実施結果を解析レポートするツールに対してテスト結果をエクスポート可能なこと。 35．外部のSIEMに対してテスト結果をエクスポート可能なこと。 36．作成したテストの内容、テスト結果等、ユーザーに関わる情報については、外部ネットワークを介してクラウドサービス等へアップロード等を行わないこと。 もしくは、該当する機能を有していても無効化出来ること。 37．専用・特殊なハードウェアを使用せず、一般的に販売されているPC上で動作すること。 38．インターネット等の外部にデータを送信することなく検査ができること